



大津市公報

平成 28 年 6 月 24 日
号外 (第 50 号)

発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

監 査 委 員 告 示

- 13 監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公表について..... 1

監 査 委 員 告 示

大津市監査委員告示第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、市長等から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定に基づき当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成28年 6 月24日

大津市監査委員	土	屋	薫
同	重	森	昭彦
同	伊	藤	茂
同	河	井	昭成

監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項

【定期監査】

1 農業集落排水使用料に係る未収金管理について

監査執行対象機関名 産業観光部田園づくり振興課

監査執行日 平成27年12月21日

監査の結果

生活雑排水などの汚水を適正に処理することにより、地域における生活環境の向上と農業用排水や公共水域における水質保全を図るための汚水処理施設が、昭和60年から供用されてきたが、当該農業集落排水事業は、平成28年 4 月に公共下水道事業への統合が予定されている。

しかし、農業集落排水使用料のうち、過年度及び現年度使用分については、引き続き特別会計における債権管理が予定されているが、未収金等に対して督促等の所定の行為がなされていない等、不適正な債権管理の状況が認められた。

このことから、未収金の管理に当たっては、債権管理マニュアルに沿った事務処理を行うとともに、債権管理台帳の整備を図らねばならない。

措置状況報告日 平成28年 5 月27日

当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

大津市では唯一となる桐生地区の農業集落排水事業については、平成28年 4 月 1 日に農業集落排水を公共下水道に接続し、公共下水道事業への統合が完了しました。これにより、農業集落排水使用料の徴収は、平成28年 4 月分の使用料徴収をもって終了となりましたが、過年度分を含めた未収金等の徴収業務は引き続き行っています。

監査の御指摘を受けて、督促状の発送等所定の行為については、適切に遂行するよう改め、適正な債権管理に努めています。また、未収金の管理に当たっては、交渉記録等を書き留めるように改善し、適切に滞納整理業務を実施するため債権管理台帳の整備を行いました。

2 明日都浜大津権利床の賃借について

監査執行対象機関名 都市計画部都市再生課

監査執行日 平成27年12月 1 日

監査の結果

明日都浜大津は、住居、駐車場、事務所、店舗等の多目的な用途を有しており、権利関係についても本市が所有する 4 階から 6 階、駐車場区画を除く 1 階から 3 階については私人との共有による区分所有となっている。

本市の行政組織等が執務において占有し、使用する 1 階から 3 階フロア部分については、その所有持分の割合に応じて賃借料を負担することになり、その額は多額のものとなっている。

明日都浜大津における執務室としての機能等、使用実態からして今後ともその負担は続くことになるこ

とから、権利床の賃借等その在り方について検討する必要が認められる。

措置状況報告日 平成28年5月27日

当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

明日都浜大津の1階から3階までについては、浜大津B地区の再開発事業によって、当初商業施設でありましたが、中心市街地の衰退とともに、店舗の撤退等が相次ぎ、地域活性化の核施設としての役割を果たせなくなりました。このことから、本市が積極的に関与して再生を図るべく、明日都浜大津から撤退した事業者から権利床の無償譲渡を受け、地域住民との会議を重ねて、平成18年に策定した明日都浜大津活用計画により「子育て、健康、交流」をテーマとした施設にリニューアルしたものです。本市としては、市民フォーラムの開催や浜大津地域再生研究会の設置などにより地域住民と合意形成されたコンセプトに沿った施設に再生するよう、主導的な役割を果たしてきました。

御指摘のとおり、本市にとって長期的な財政負担となることから、歳出に対しての財源充当が図られるよう、権利保有部分の入居者について、できる限り歳入の見込める事業者を選定するなど、財政負担の軽減に努めます。

3 港湾の管理について

監査執行対象機関名 建設部河川課

監査執行日 平成28年1月20日

監査の結果

港湾法等の適用を受けない港湾のうち、本市が管理する港湾施設に関しては、公共水域の秩序維持等を図ることを目的として、条例においてその区域の指定、行為の禁止、使用許可、使用料納付等の手続が定められている。

区域の指定が行われた港湾の使用に当たっては、条例等の定めるところによって、使用許可を受けることが必要とされている。

平成21年度及び平成25年度において、上記の区域指定がなされた以降においても、許可を受けることなく、事実上の占有が行われている実態も認められる。

については、施設管理における公平性の観点からも、事実関係を整理した上、速やかに適正な対応が求められる。

措置状況報告日 平成28年5月27日

当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

条例等の規定による許可を受けることなく、港湾を不適正に使用している者に対しては、平成25年度に港湾施設使用許可申請書を提出するよう通知し、指導しましたが、許可の申請には至りませんでした。そのため、監査の御指摘後も、改めて文書にて指導を行ったところです。しかしながら、現状において効果が乏しいため、法的な措置の是非も含めて必要な措置を検討し、関係各課と連携しつつ、適正な港湾の管理に向けて、引き続き取り組みます。

【随時監査(工事監査)】

1 監査執行対象 工事27件及び委託13件

2 監査の期間 平成27年12月1日から平成28年3月9日まで

3 措置状況報告日

市長部局所管 平成28年5月27日

企業局所管 平成28年5月31日

4 監査の結果及び当該監査結果に基づき講じた措置の内容

監査対象とした工事及び委託業務については、発注後提出された関係図書の整備状況は概ね良好であり、工事の施工状況についても概ね適正に執行されていた。

一部、口頭による指示及び追加資料の提示等を求めたものについては、即日あるいは後日、報告や資料提出等を受け、その内容を確認した。

今後は、以下の点に特に留意し、より一層の業務の改善に努められたい。

公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について

ア 監査の結果

庁舎、教育、環境施設等の公共建築物のみならず、道路、河川、公園及び上下水道やガス等のインフラ施設に至る公共施設の多くは老朽化が進んでいる。本市で発注している工事等の約8割が、それらの施設の改築更新、維持修繕を行うものとなっており、今後、更に当該維持管理費用の増大が見込まれている。

このため「大津市公共施設等総合管理計画」の平成28年度策定に向けて取り組まれているが、公共施設等の所管部局においては、施設の老朽化の状況等について調査・分析するとともに、中長期的な視点

に立った維持管理計画の作成等について遺漏のないよう努めていただきたい。

イ 当該監査結果に基づき講じた措置の内容

(ア) 総務部公共施設マネジメント推進課

本市においては、公共施設（建物）について、老朽化や人口減少など本市を取り巻く環境の変化などの課題に対応していくため、平成22年度から検討を進め、その後、白書や基本方針の策定など、全庁横断的な公共施設マネジメントに取り組んでいるところです。

このような中、「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」（平成26年4月22日付け総財務第74号）において総務大臣から、平成28年度までに公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画」という。）の策定要請があったものです。総合管理計画は、建物に加え道路や上下水道等のインフラ施設も含めた計画とされていることから、本市では、既に取り組んでいる公共施設（建物）については、策定済みの「大津市公共施設マネジメント基本方針」や「大津市公共施設適正化計画」を継承し、その他のインフラ施設等について、平成28年度までの全体計画を取りまとめることにしたものです。

インフラ施設等は、各部局に点在し、管理運営される建物とは異なり、施設分類ごとに特性（特徴等）が様々で、専門の部局において技術職員が中心となり、総合的に維持管理されています。

これらの現状を踏まえ、まずは平成28年度に策定予定の総合管理計画において、財政など本市の経営の観点を踏まえた全体的かつ中長期的な方針や維持管理の方向性を示し、その後、各部局において、より専門的かつ技術的な視点から、老朽化する公共施設等を将来にわたり持続的に維持管理していくための計画づくりを進める予定です。

(イ) 企業局水道ガス部水道計画管理課、同部ガス計画管理課、下水道部下水道計画管理課

水道事業においては、人口減少の到来と水需要の減少、水道施設の老朽化と増大する更新需要など水道事業を取り巻く環境や今後の水道事業の課題に対応するため、計画期間を平成40年度までの13年間とした「湖都大津・新水道ビジョン」を平成28年3月に策定しました。新ビジョンでは、本市水道事業の目指す将来像及び中長期的な事業運営の方針（取組姿勢）を示すとともに、具体的な施策及び取組事項などを「重点実行計画」としてまとめ、また、投資と財源の均衡を図った投資・財政計画を「中長期経営計画（経営戦略）」として策定しました。

下水道事業においては、老朽化が進む既存下水道施設について、「大津市長寿命化計画（処理場・ポンプ場・管路施設）」による計画的な改築を実施し、ライフサイクルコストの縮減に取り組んでいます。また、平成25年度に立案した経営戦略に基づき、財務の健全性（経営目標：企業債残高削減、繰入率削減、流動比率200%以上）を確保しつつ、中長期的な視点に立った改築更新を見据えたアセットマネジメントの実現に向け、下水道施設の長寿命化対策に取り組んでいます。

ガス事業においては、ガス管の更新について、経年管改良事業として白ガス鋼管及びアスファルトジュート巻鋼管の布設替え、また、耐震性ガス導管網整備事業としてガス型継手鋳鉄管及びS E継手被覆鋼管の布設替えを、それぞれ完了年度を設定して計画的に進めています。具体的な事業計画は、「第 期大津市（ガス事業）中期経営計画」（平成25年度から平成28年度まで）に定めており、平成29年度以降（第 期）の計画については、今年度新たに策定する予定であります。

契約業務の適正化と工事等の執行管理の強化について

ア 監査の結果

建設工事契約業務の更なる改善方策としては、入札・契約マニュアルや積算チェックリストの活用により、設計積算及び契約事務の透明性を高め、相互チェック機能を強化する等に努めることが肝要である。

そのためには、職員の設計積算能力を更に高め、「技術力の維持向上」を図る必要があり、職員の育成とともに適正な配置を行うことにより、職場内研修や専門技術研修を充実させる等、全庁的な工事の執行管理体制の強化に努められたい。

イ 当該監査結果に基づき講じた措置の内容

(ア) 総務部人事課

技術職員に関しては、業務の民間委託化やアウトソーシングが進む中、限られた人員の配置について、常に努力しているところです。

今後も、各部局の人員配置計画等を踏まえ、適正な執行体制の確保に努めるとともに、再任用職員を活用すること等により、体制の充実及び技術の継承を図ります。

(イ) 総務部契約検査課

これまで、入札・契約事務担当者研修会を開催し、入札・契約マニュアル、小額工事（委託）の随意契約ガイドラインで特に注意すべき事項について説明を行ってきました。また、工事の監督員に

対しても工事検査における研修を実施するとともに、日頃から指導も行っているところです。

今後におきましても設計積算の透明性を更に高めるために積算チェックリスト等の活用に努めること及びマニュアル・ガイドラインの遵守を徹底することについて周知を図ります。

(ウ) 企業局企業総務部企業総務課、同部契約管財課、同部工事監理課

企業局の発注する工事については、従前から「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に基づき、契約審査委員会、入札監視委員会を設置するとともに、入札・契約マニュアル等を活用し、契約業務の公平性、透明性、競争性の確保に努めているところです。

設計積算業務については、効率的で精度の高い設計ができる環境を提供するため、積算システムの機能向上を図りつつ、特別調査の実施による資材単価の適正化や工法・歩掛等設計積算の資料整備に努めています。

企業局に新たに配属された技術系職員に対しては、設計積算能力向上に資する積算システムの設計積算実務研修の実施や現場監理能力の向上に資する監理研修及び検査の機会などを利用した技術指導を実施しています。

職員の育成・適正な人員配置についても、これまでから、OJTを始めとする職場内研修の実施による技術継承や外部団体が主催する研修への積極的な職員派遣等による総合的な実務遂行能力の向上に取り組むとともに、業務の専門性と業務量等を勘案した、高度な技術を有する再任用職員の活用を踏まえた効率的かつ適正な人員配置を行っております。今後も引き続き、全庁的な工事の執行監理体制の強化に努めていきます。